

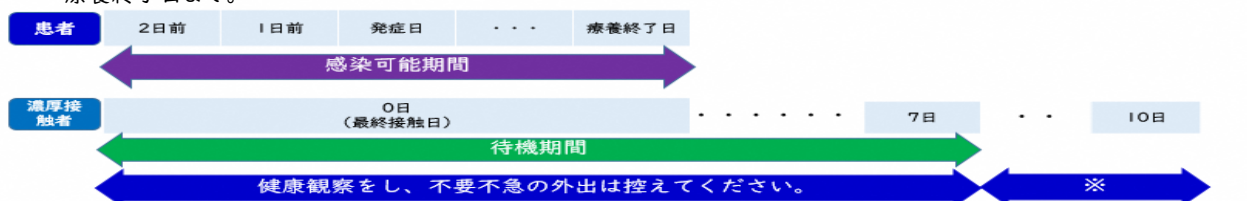
事業所や施設等で新型コロナ陽性者が発生した場合の対応フロー

～事業所や施設等で濃厚接触の判断や対応方法について～

令和4年1月31日時点

事業所の種別	医療機関	高齢者施設 障がい児者施設	学校 児童関連施設	一般事業所
濃厚接触の可能性の判断	陽性者の感染可能期間中（※1）に ➢ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者（例：医療従事者・介護職など） ➢ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者（例：医療従事者・介護職など） ➢ 車内等で長時間（1時間以上）の接触があった者 ➢ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなしで15分以上話しをした者 のいずれかを満たす方は濃厚接触となります。			
濃厚接触の可能性の判断をする者	当該施設が接触状況を確認の上、判断	保健所の調査の上、判断・特定	当該施設が接触状況を確認の上、判断	当該施設が接触状況を確認の上、判断
濃厚接触の可能性があると判断した方への指導	【健康観察】 陽性者と最後に接触した日から10日目までお願いします。 健康観察を行い、症状が出たり、悪化した場合には医療機関を受診してください。 事業所で健康状態の把握をお願いします。 高齢者施設、障がい児者施設は健康観察実施状況を保健所へ適宜報告してください。 【外出自粛】 陽性者と最後に接触した日から7日目まで不要不急の外出自粛をお願いします。 リーフレット「濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある方を含む）の方へ」をご活用ください。			
濃厚接触の可能性があると判断した方への検査調整	当該施設で検査してください。 陽性 → 医療機関から保健所へ届出 → 療養開始 陰性 → 上記を指導	保健所から調整を行います。 陽性 → 医療機関から保健所へ届出 → 療養開始 陰性 → 上記を指導	当該施設で検査してください。 陽性 → 医療機関から保健所へ届出 → 療養開始 陰性 → 上記を指導 ※児童施設関連は、必要に応じ、保健所に相談	自主的な受検を促してください。 (提携する医療機関等で検査の実施可能な場合は活用) 陽性 → 医療機関から保健所へ届出 → 療養開始 陰性 → 上記を指導
医療従事者である濃厚接触者の外出自粛の対応	医療従事者については別途外出自粛の考え方がありますので、令和4年1月18日国通知「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」を参照ください。			
社会機能維持者の自宅待機短縮	社会機能維持者は、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から待機解除が可能です。詳細は府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」を参照ください。			

※1：感染可能期間とは陽性者が有症状の場合、発症2日前から。無症状の場合、検体採取日の2日前から。同居であれば、療養終了日まで。



※健康観察をし、リスクの高い場所の利用や会食等をさけること、マスクの着用など感染対策をしてください。